

おまたせ  
しました!

万一の時と  
治療費対策を  
兼ねるため

# 3大疾病 保障制度

3大疾病保障保険(団体型)

所定の3大疾病【がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、  
**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになります。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中  
は身近な病気です!



3大疾病罹患時や万一に  
備え、必要な保障確保を!

本人の場合  
(41歳女性)

死亡保険金額・3大疾病保険金額  
(上皮内新生物診断保険金額)

(掛金例) 100万円  
(10万円)

月払掛金(概算)

908円

(20~24歳の女性の場合は414円)

※年齢・性別により掛金は異なります。

※年齢は満年齢で記載しております。

「満年齢」は、契約日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

申込締切日:令和8年1月30日(金)

効力発生日:令和8年4月1日

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。
- 毎月募集時に加入される場合は、毎月15日(15日が土日祝日の場合は前営業日)までに各都道府県看護協会へ「申込書兼告知書」をご提出ください。  
なお、引受け保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月1日となります。
- 令和8年以降毎年2月1日~3月1日および5月1日の効力発生日については、毎月募集の取扱いを行っておりません。

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要・注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

詳細や加入手続き書類は、本会ホームページ「ピックアップ」内の『日本看護協会会員向け「福利厚生サービス」』内にある「3大疾病保障制度」に登載しております。

公益社団法人日本看護協会

# 3大疾病保障制度 5つのポイント

point 1 所定の3大疾病【がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、  
**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになれます。

point 2 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、**上皮内新生物診断保険金(3大疾病保険金の10%)を一時金**でお受取りになれます。  
※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

point 3 死亡された場合、**死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金**でお受取りになれます。  
※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。いずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

point 4 団体保険としての割引が適用された**加入しやすい掛金**です。

point 5 医師の診査ではなく、健康状態等の**告知によるお申込み手続き**です。  
※告知に関してはパンフレットの「正しく告知いただくために」をご覧ください。

## 保障額と掛金 月払掛金（概算）

ご本人のみ加入できます（ご家族は加入できません）

対象	死亡保険金・3大疾病保険金		500万円		400万円		300万円		200万円		100万円	
	上皮内新生物診断保険金		50万円		40万円		30万円		20万円		10万円	
満年齢	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	20歳～24歳	H13.4.2生～H18.4.1生	1,368円	1,198円	1,138円	1,002円	908円	806円	678円	610円	448円	414円
	30歳～34歳	H 3.4.2生～H 8.4.1生	1,633円	1,863円	1,350円	1,534円	1,067円	1,205円	784円	876円	501円	547円
	40歳～44歳	S56.4.2生～S61.4.1生	2,633円	3,668円	2,150円	2,978円	1,667円	2,288円	1,184円	1,598円	701円	908円
	50歳～54歳	S46.4.2生～S51.4.1生	6,008円	5,833円	4,850円	4,710円	3,692円	3,587円	2,534円	2,464円	1,376円	1,341円

上記に記載のない年齢の方および保険金額の掛金については、パンフレット3ページをご覧ください。

- 当ビルにおける年齢は満年齢で記載しております。  
※「満年齢」は、契約日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は切捨てます。
- 掛金は毎月12日(12日が土日祝日の場合は翌営業日)に所定の口座から振替えます。(第1回目は4月13日)
- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、契約日から適用します。なお、払込みいただいた掛金と正規掛金に差異が生じた場合は精算させていただきます。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

毎月募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。

掛金は直前の更新日時点の満年齢でご確認のうえ、詳細は、裏表紙に記載の団体お問合せ先までご照会ください。

- 以下の金額が「制度運営費」として掛金に含まれております。

一律218円

働くあなたへ、ちょっといいもの

# N-コンシェルジュ

(企業保険付帯サービス)

2026年4月27日  
から利用可能!

## のご案内

3大疾病保障制度加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。



N-コンシェルジュ には、こんなお得なサービスがいっぱいあります！

### 1 ベネフィットN

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。



TOHOシネマズ  
一般 2,000円 ⇒ **1,500円**  
小人 1,000円 ⇒ **900円**

ビックカメラ  
購入金額より **3%OFF**



N-コンシェルジュ  
LINE 公式アカウント

LINE連携  
おすすめ！

LINE連携方法

Step① N-コンシェルジュにアクセス

Step② 必要情報を入力後、ログイン

ログイン&LINE連携 ➤

LINE連携をせずにログイン ➤

毎回認証が必要、情報も  
タイムリーに届かない。

### 2 モバイルクーポン

日常利用できる優待特典を、スマートフォン提示型クーポンとしてご提供



イメージ

#### コクミン



イメージ



【対象店舗限定】  
コメダ珈琲店

たっぷりサイズの**サイズアップ無料**

#### コクミンドラッグ

1,000円(税込)以上  
お買い上げで **20%OFF**  
(1品 ※1日につき1回限り)

#### カプリチョーザ

**【店舗限定】**  
ご飲食代より**10%OFF**

**Queensway**  
全コース**10%OFF**

### 3 バリューサービス

日本生命グループ及び提携先より、特別優待価格のサービスをご提供

### 4 ヘルスケアサポート

健康、介護等のご相談を専門職に無料でできるサービスをご提供

※割引等の詳細は実際のクーポンを参照してください。※各画像はイメージです。記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

豊富なコンテンツで普段の生活をもっと豊かにできるかも！

実際にログインして各種特典の詳細をCheck！

【スマートフォンで読み取り】



Or

【ログインURL】

[https://ncon.auth.nissay-js.jp/  
login.php?site\\_login\\_id=kangokk](https://ncon.auth.nissay-js.jp/login.php?site_login_id=kangokk)

- 「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする際は、スマートフォンで読み取ったすぐ後のページをご登録ください。
- ログインIDの入力を求められた場合は、『**kangokk**』をご入力ください。

#### 【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)は、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1ヵ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。<対象商品>所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、医療保障保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、団体長期障害所得補償保険、みんなの団体定期保険(新無配当特約付団体定期保険)、または、無配当特約付介護保障保険(団体型) ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になります。 ●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。 ●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。 ●記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

# 3大疾病保障制度のお申込み手続きについて

提出先 各都道府県看護協会

お申込みをご希望の方は、記入見本をご参考のうえ、ご記入ください。  
また記入にあたっては、留意点もあわせてお読みください。  
ご不明点がある場合は、お問合せ先までご連絡ください。

## (留意点)

- 「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の＜質問事項＞をご確認のうえ、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- あわせて「口座振替依頼書」もご提出ください。

3大疾病保障保険（団体型）

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

公益社団法人日本看護協会

1 事業所コード 所属コード 被保険者番号  
000001 001234 12345678  
申込日(告知日) 2 申込締切日 効力発生日  
年 月 日 年 月 日 年 月 日  
07/12/22 07/12/22 08/04/11

3 家族区分 被保険者氏名 性別 生年月日 申込保険金額  
セイ メイ 男姓 590925 5500  
本人(主契約の被保険者) カンゴ ハナコ 女姓 5657 7677 7879 8485 90  
現在の加入保険金額 印  
6 本人の死亡保険金受取人 氏名 続柄 人数  
カシマタロウ 1 1  
本人の指定代理人 氏名 続柄 人数  
カシマタロウ 1 1  
7 告知欄 新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。なまく質問事項>1に該当する申込者はご加入いただけません。  
新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えがすべて「いいえ」となる場合  
新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。  
【「いいえ」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】  
カンゴ ハナコ  
日本生命保険相互会社

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

(お問合せ先)

## i ニッセイ団体保険コールセンター

※お問合せの際には、団体名「公益社団法人日本看護協会」をお知らせください。

通話料無料

0120-775-229

上記受付期間以外のご照会につきましては、以下の団体お問合せ先までお問合せください。

<団体お問合せ先>

各都道府県看護協会

## ◆記入チェックリスト

項目	チェック項目	チェック欄
1	事業所コード(県番号)・所属コード(施設番号)・被保険者番号(日本看護協会会員番号)を右づめでご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	この「申込書兼告知書」を記入された日を必ずご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	氏名はすべてカタカナでご記入ください。性別・年号に○印のうえ、生年月日をご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	パンフレット3ページの保険金額の中からご選択のうえ、ご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	必ず申込印を押印してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	・本人の死亡保険金受取人をご指定ください。氏名をカタカナでご記入のうえ、続柄コード・人数をご記入ください。 ・指定代理請求人を設定される方は「指定する」に○印を記入し、氏名をカタカナでご記入のうえ、続柄コードをご記入ください。 ※続柄コードは「申込書兼告知書」の裏面の「お申込みにあたって」をご参照のうえ、数字でご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	・新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の＜質問事項＞をご確認ください。 ・1または2に○印をご記入ください。 [1に○印] 質問事項に対する答えがすべて「いいえ」となる場合 [2に○印※] 質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】に氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入の可否を判断します。	<input checked="" type="checkbox"/>
	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/>

- ◆3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- ◆死亡保障

# 3大疾病保障制度

3大疾病保障保険(団体型)



## 効力発生日

令和8年4月1日

- 当保険制度は毎月募集をしており、上記効力発生日以外でも加入可能です。
- 毎月募集時に加入される場合は、毎月15日(15日が土日祝日の場合は前営業日)までに各都道府県看護協会へ「申込書兼告知書」をご提出ください。  
なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月1日となります。
- 令和8年以降毎年2月1日～3月1日および5月1日の効力発生日について、毎月募集の取扱いを行っておりません。



ご注意

当パンフレットには公益社団法人日本看護協会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。  
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



## 申込締切日

令和8年1月30日(金)

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- ◆死亡保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

### チェック欄



- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自分が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

詳細や加入手続き書類は、本会ホームページ「ピックアップ」内の『日本看護協会会員向け「福利厚生サービス」』内にある「3大疾病保障制度」に登載しております。

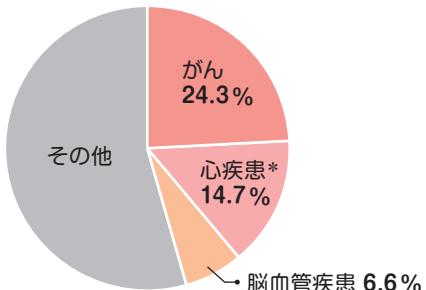
# がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険です。

- 所定の3大疾病[がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中]になられた場合に、**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになれます。
- 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、**上皮内新生物診断保険金(3大疾病保険金の10%)を一時金**でお受取りになれます。
- 死亡された場合、**死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金**でお受取りになれます。
- 団体保険としての**割引が適用された掛金**です。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知**によるお申込み手続きです。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。



## 死亡の原因

死因の1位はがんで、がん・心疾患\*・脳血管疾患で死因の約半数を占めています。



\*高血圧性を除く

厚生労働省「令和5年(2023) 人口動態統計(確定数)の概況」

※当データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

## がん部位別5年生存率の状況

がんの5年生存率(その後の5年間で生存する割合)は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15~99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率(2002-2006年追跡例) (単位: %)

男性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	前立腺
診断時	63.3	70.9	65.5	25.3	22.8	87.4
5年サバイバー	<b>96.8</b>	<b>97.2</b>	<b>92.7</b>	<b>38.0</b>	<b>79.4</b>	<b>89.2</b>
女性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	乳房
診断時	60.3	65.3	66.9	23.6	37.0	87.6
5年サバイバー	<b>96.5</b>	<b>96.1</b>	<b>94.4</b>	<b>38.4</b>	<b>84.2</b>	<b>90.5</b>
						子宮頸部
						69.3
						<b>95.4</b>

※サバイバー……………診断から一定年数後生存している方をいいます。

※5年サバイバーの5年生存率……………診断から5年後に生存している方に限って算出した、その後の5年間(診断からは合計10年後)の生存者の割合です。

Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Cancer Science 2014; 105:1480-6.

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、「契約概要」の「主な保障内容」(4ページ)、「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(6~7ページ)および「制度の詳細とその他取扱い」(8~14ページ)を必ずご確認ください。

# ご契約の概要について(契約概要)

## 3大疾病保障保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

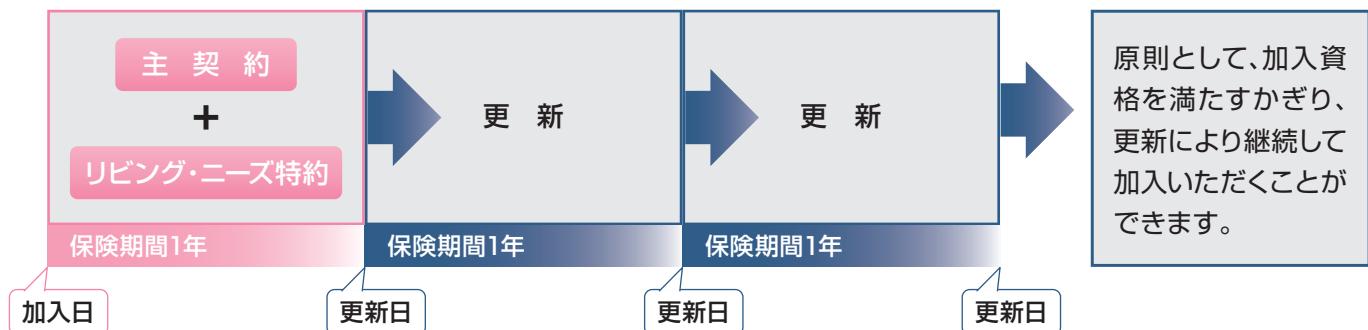
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いたくために」をご参照ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。

### しくみ図（イメージ）



### 保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和9年3月31日までです。  
以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## 保障額と掛金

### 月払掛金（概算）

対象	死亡保険金・3大疾病保険金		500万円		400万円		300万円		200万円		100万円	
	上皮内新生物診断保険金		50万円		40万円		30万円		20万円		10万円	
	満年齢	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	15歳～19歳	H18.4.2生～H23.4.1生	1,188円	1,103円	994円	926円	800円	749円	606円	572円	412円	395円
	20歳～24歳	H13.4.2生～H18.4.1生	1,368円	1,198円	1,138円	1,002円	908円	806円	678円	610円	448円	414円
	25歳～29歳	H 8.4.2生～H13.4.1生	1,443円	1,428円	1,198円	1,186円	953円	944円	708円	702円	463円	460円
	30歳～34歳	H 3.4.2生～H 8.4.1生	1,633円	1,863円	1,350円	1,534円	1,067円	1,205円	784円	876円	501円	547円
	35歳～39歳	S61.4.2生～H 3.4.1生	2,093円	2,643円	1,718円	2,158円	1,343円	1,673円	968円	1,188円	593円	703円
	40歳～44歳	S56.4.2生～S61.4.1生	2,633円	3,668円	2,150円	2,978円	1,667円	2,288円	1,184円	1,598円	701円	908円
	45歳～49歳	S51.4.2生～S56.4.1生	4,003円	4,668円	3,246円	3,778円	2,489円	2,888円	1,732円	1,998円	975円	1,108円
	50歳～54歳	S46.4.2生～S51.4.1生	6,008円	5,833円	4,850円	4,710円	3,692円	3,587円	2,534円	2,464円	1,376円	1,341円
	55歳～59歳	S41.4.2生～S46.4.1生	9,148円	6,958円	7,362円	5,610円	5,576円	4,262円	3,790円	2,914円	2,004円	1,566円
	60歳～64歳	S36.4.2生～S41.4.1生	14,068円	8,768円	11,298円	7,058円	8,528円	5,348円	5,758円	3,638円	2,988円	1,928円
	65歳～69歳	S31.4.2生～S36.4.1生	21,148円	11,683円	16,962円	9,390円	12,776円	7,097円	8,590円	4,804円	4,404円	2,511円
	70歳	S30.4.2生～S31.4.1生	26,608円	13,883円	21,330円	11,150円	16,052円	8,417円	10,774円	5,684円	5,496円	2,951円
	71歳	S29.4.2生～S30.4.1生	28,688円	14,653円	22,994円	11,766円	17,300円	8,879円	11,606円	5,992円	5,912円	3,105円
	72歳	S28.4.2生～S29.4.1生	30,873円	15,438円	24,742円	12,394円	18,611円	9,350円	12,480円	6,306円	6,349円	3,262円
	73歳	S27.4.2生～S28.4.1生	33,168円	16,263円	26,578円	13,054円	19,988円	9,845円	13,398円	6,636円	6,808円	3,427円
	74歳	S26.4.2生～S27.4.1生	35,573円	17,178円	28,502円	13,786円	21,431円	10,394円	14,360円	7,002円	7,289円	3,610円
	75歳	S25.4.2生～S26.4.1生	38,103円	18,228円	30,526円	14,626円	22,949円	11,024円	15,372円	7,422円	7,795円	3,820円

- 当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。  
※「満年齢」は、契約日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 掛金は毎月12日（12日が土日祝日の場合は翌営業日）に所定の口座から振替えます。（第1回目は4月13日）
- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、契約日から適用します。なお、払込みいただいた掛金と正規掛金に差異が生じた場合は精算させていただきます。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。毎月募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。
- 掛金は直前の更新日時点の満年齢でご確認のうえ、詳細は、裏表紙に記載の団体お問合せ先までご照会ください。
- 以下の金額が「制度運営費」として掛金に含まれております。  
一律218円

## 主な保障内容

### [主契約]

- 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お 支 払 事 由	お 支 払 額
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき
上皮内新生物 診断保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額の10%
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。

※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。

※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。

※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。

※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

「がん」の表記について	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。 「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。 「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。
-------------	---

### [リビング・ニーズ特約]

	お 支 払 事 由	お 支 払 額
リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※掛金の追加負担はありません。

※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

### 参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(6~7ページ)、「制度の詳細とその他取扱い」(8~14ページ)を必ずご確認ください。

## 加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

### 本 人

正会員の方で

新規加入・増額は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。

継続加入は、年齢満75歳以下の方。



- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- (3)被保険者が余命6ヶ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

## 配当金

この保険契約には、払込みいただいた掛金に対する配当金はありません。

## 脱退による払戻金

この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 制度運営および引受保険会社

当制度は公益社団法人日本看護協会が生命保険会社と契約時点の約款に基づき締結したリビング・ニーズ特約付個人保険への加入に関する特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。

[引受保険会社]  
日本生命保険相互会社

## 受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について:  
被保険者ご自身です。
- 死亡保険金の受取人について:  
本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

## 指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

### 代理請求できる場合

保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。

- 保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
- その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

### 指定代理請求人の範囲

以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

- ①被保険者と次の関係にある人
  - (ア)戸籍上の配偶者
  - (イ)直系血族
  - (ウ)兄弟姉妹
  - (エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計と一緒にしている被保険者の3親等内の親族
- ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
  - (オ)同居または生計と一緒にしている人
  - (カ)財産管理を行っている人
  - (キ)死亡保険金受取人
  - (ク)その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

### 代理請求できる保険金

- 3大疾病保険金
- 上皮内新生物診断保険金
- リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

# 特に注意いただきたい事項について (注意喚起情報)

## 3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただるために」をご参照ください。

なお、保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(\*)保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### クーリング・オフ

この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

### 告知に関する重要事項

#### 告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)  
傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

#### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

#### 参照

※告知に関しては、「正しく告知いただるために」にて必ず詳細をご確認ください。

### 責任開始期

- 引受保険会社がご加入(\*)を承諾した場合、令和8年4月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。  
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に

満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記加入日以外でも加入可能です。
- 毎月募集時に加入される場合は、毎月15日(15日が土日祝日の場合は前営業日)までに各都道府県看護協会へ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、加入日は、その翌々月1日となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

### 高度障がい保険金等について

この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

#### [主契約]

○次のいずれかによる場合

- 加入日(\*)前または加入日(\*)からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日(\*)前に生じているとき

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合

- 加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
- 保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

## [リビング・ニーズ特約]

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

## [すべての保険金]

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

参照

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

## この保険契約から脱退いただく場合

- 加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 3大疾病保険金が支払われた場合は、3大疾病保険金の支払事由に該当した日、死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日にこの保険契約から脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 加入資格を失われた場合等により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

## 制度内容の変更

- 公益社団法人日本看護協会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である

生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

### 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、公益社団法人日本看護協会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに公益社団法人日本看護協会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

### ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

## 指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

# 更に詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

## 保険金のお支払事由

### ●主契約

### 3大疾病 保険金

- 被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき  
①被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、加入日(\*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき  
(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。以下同じ。)  
※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。  
②被保険者が加入日(\*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき  
(ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき  
(イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき  
③被保険者が加入日(\*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき  
(ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき  
(イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
- この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。



ご注意

- 3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。
- 3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。

### 上皮内新生物 診断保険金

- 被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、加入日(\*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき



ご注意

- 上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。
- 上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

### 死亡保険金

- 被保険者が保険期間中に死亡されたとき

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## ●リビング・ニーズ特約

### リビング・ニーズ特約の特約保険金

#### ●被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき



ご注意

- リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。  
この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。
- 余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険額は保険金の受取人が指定した保険額分について、請求日に減額されたものとします。
- 特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。

### 別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

#### 第5桁性状コード番号

- ／3 …悪性、原発部位
- ／6 …悪性、転移部位  
  悪性、統発部位
- ／9 …悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

## 別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾 病 名	疾 痘 の 定 義
急 性 心 筋 梗 塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基 本 分 類 コ ー ド
急 性 心 筋 梗 塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22

## 別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾 病 名	疾 痘 の 定 義
脳 卒 中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基 本 分 類 コ ー ド
脳 卒 中	脳血管疾患(I60～I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

## 別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基 本 分 類 コ ー ド
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 別表4の1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1)皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号
／3 …悪性、原発部位
／6 …悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9 …悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2)上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号
／2 …上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

**別表5 病院または診療所**

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

**別表6 手術**

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
- ②開胸術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術

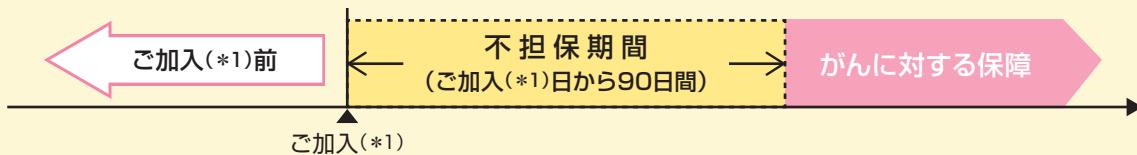
# 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

## がんについて保険金をお支払いしない場合

- がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

### がんに対する保障のイメージ

○がんに対する保障については、ご加入(\*1)日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。(急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入(\*1)日から保障を開始します。)



- がん(悪性新生物)と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入(\*1)前にがん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

この場合、ご加入(\*1)日以後に新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません(\*2)。

ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん(上皮内新生物等)、死亡については保障します。

- 被保険者が不担保期間中にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

- がん(上皮内新生物等)と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入(\*1)前にがん(上皮内新生物等)と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

この場合、ご加入(\*1)日以後に新たにがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません(\*3)。

ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。

- 被保険者が不担保期間中にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(上皮内新生物等)の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

(\*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。

(\*2)不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。

(\*3)不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

## 3大疾病保険金

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入(\*1)日以後に生じた場合にかかります。(原因となる疾病がご加入(\*1)前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

- したがって、原因となる疾病がご加入(\*1)前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

## 死亡保険金

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・保険契約者の故意。
- ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(＊4)

(＊4)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

### リビング・ニーズ特約の特約保険金

●引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。(＊5)

(＊5)ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

### すべての保険金

●次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

### 告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

### 詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は返戻しません。

### 不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は返戻しません。

### 保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

### 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
  - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

## 税務上のお取扱い

掛金	<p>主契約の掛金は、一般生命保険料控除の対象です。 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。</p>	
	<p>ニッセイホームページ <a href="https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/">https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/</a></p>	
保険金	※一般生命保険料控除の対象となる掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。	
	※当3大疾病保障制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保障制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。	
	<b>3大疾病保険金・上皮内新生生物診断保険金</b>	被保険者が受取人の場合、非課税です。 ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
	<b>死 亡 保 険 金</b>	相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
	<b>リビング・ニーズ特約の特約保険金</b>	被保険者が受取人の場合、非課税です。 ※特約保険金をお受取り後、受取人(被保険者)が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、令和7年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。  
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。  
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 個人情報の取扱いに関する公益社団法人日本看護協会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、公益社団法人日本看護協会(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体(大樹収納サービス株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取り扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。  
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合が

ありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報について  
は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

### ～死亡保険金受取人および指定代理請求人の～ 個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 正しく告知いただくために

## 3大疾病保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たにご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 健康状態等について、被保険者ご本人があ りのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・センター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはできません。

### 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えい ただいただけでは告知いただいたことにな りません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・センター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 傷病歴等があった場合でも、全てのご加 入・増額等のお申込みをお断りするもの ではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 告知義務に違反された場合は、ご加入・ 増額等のお申込内容を解除させていた だき、保険金をお支払いできな ことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することができます。(\*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。)には、申込みいただいた内容を解除することができます。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。)
- (\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・センター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・センター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することができます。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名、治療期間等)、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

## 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(\*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

### ◎「申込書兼告知書」の質問事項

- 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
- 申込日現在、健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
- 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
- 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり\*2、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

(\*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

※質問事項1項目で「はい」に該当される方は、加入いただけません。

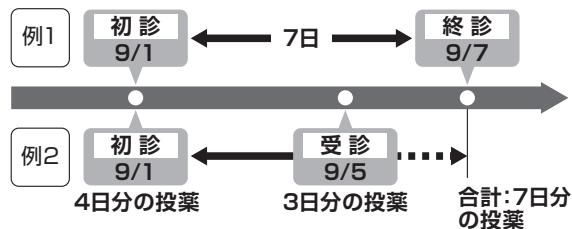
- 「申込書兼告知書」を提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印してください。

- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### 補足説明

\*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

\*2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した | ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる |
| ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯         | ・妊娠(正常)による入院         |

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印してください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。



Memo

## [お申込み手続き]

新規に加入される方	「申込書兼告知書」を各都道府県看護協会へご提出ください。
死亡保険金受取人の変更・指定代理人の指定(変更・取消)	すでに加入されている方は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受け付けた日です。
 ご注意	必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

## ご相談窓口等

### 一斉募集期間中

ご不明な点がございましたら、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

#### ニッセイ団体保険コールセンター

**TEL 0120-775-229 (通話料無料)**

※お問合せの際には、団体名「公益社団法人日本看護協会」をお知らせください。

受付期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

※保険金請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。

※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがあります。

### 上記コールセンター受付期間後

ご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。	〈団体お問合せ先〉 <b>各都道府県看護協会</b>
引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。	〈日本生命お問合せ先〉 <b>日本生命保険相互会社 法人サービスセンター</b> <b>TEL 0120-563-925 (通話料無料)</b> ※お問合せの際には、記号証券番号(939-118)をお知らせください。 【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

## [指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、

保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合について、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、  
ホームページアドレス  
<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

#### 「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。